

泡瀬干潟再生のための一考察 前川盛治

・工事の現状（別紙、「事業進捗状況」参照）

(1)完成しているもの

国事業：C 護岸（人工ビーチ護岸）、D 護岸、イ・ニ護岸、1 区内の埋立（途中）
ホ護岸、え・う・い護岸の地盤改良

県事業：東突堤

(2)今後の工事（2013 年度以降）

国事業：ホ護岸、え・う・い護岸、1 区内の埋立（継続中）

県事業：西突堤（継続）、中仕切り堤防、養浜工事（継続）、潜堤、アクセス道路（橋）、県分担埋立地及び周辺護岸

(3)現時点ですぐ「撤去可能」なもの

仮設道路護岸（土嚢が積まれている）、余水吐の矢板（鉄板）、仮設道路、仮設
栈橋

・今後の展望

(1)埋立地の土地利用の問題点

経済的合理性：スポーツコンベンション赤字（年 1.9 億円の赤字）

民間土地利用計画（宿泊施設・民間健康医療施設・SC 等）：誘致が不透明 市
財政の圧迫

沖縄市の観光客予測：「統計学のレベルに達していない」（内閣府・沖縄振興
局・参事官・小平田浩司（現・沖縄総合事務局・開発建設部長）

平成 30 年、850 万 690 万（沖縄市答弁） 平成 25 年（前年より増加してい
るが）、実績 641 万（県発表）、市予測 723 万人、82 万人の過大予測、平成 24
年は 117 万人の過大予測、平成 23 年は 134 万人の過大予測

海洋博記念公園現在 220 万人、埋立地平成 30 年 415 万人

市の計画でも全て順調に推移して稼働後 30 年間毎年 2.2 億円の赤字

民間施設誘致に失敗すると、大幅な赤字（民間誘致の基本構想もこれから）

前原大臣の記者会見：民間企業の進出が重要な柱、検討課題

3・11 大震災の教訓、県の津波被害想定の見直し、等から、民間企業誘致は極
めて困難

波及効果（年間 149 億円）の問題点：仮定の数値での計算は、間違い。

防災関係：津波対策（現在の護岸・埋立地 2.5m の津波に対応。現時点での津波県予測 7.9m 最大遡上高。南海トラフ津波 3m 予測・内閣府。避難場所なし、避難高台なし。沖縄市総務部防災課の資料（2014年2月）で、泡瀬干潟埋立地などは「避難困難地域」に指定されている。

津波浸水予想図は別紙参照 泡瀬：津波最大水深 6.3m、最大遡上高 7.9m、到達時間 31分、埋立地左 1~2m、埋立地右 2~5m

液状化対策（現時点で無し。将来必要ならば対策 膨大な経費、どこが負担するのか？）

（2）以上の負のリスクを負うより、現計画を見直した方が、賢明な対応になる。3.11被災地では、市街地や公共施設の高台移転が進行している。

（3）環境省が同地域を「ラムサール条約登録湿地」として、保全したいという構想を持っていること、また埋立地を含め保全したいという意向を活用し、「自然再生事業」を導入し、ラムサール条約登録湿地に指定させ、沖縄市の活性化につなげたほうが賢明と思われる。

交通政策審議会第40回港湾分科会に係る環境省意見は、別紙

環境省意見（ラムサール COP11 の国別報告書）は別紙参照

別紙、ラムサール条約登録湿地としての「泡瀬干潟」の価値参照

・自然再生事業の構想（**私案である**が、環境省などと協議し、自然に負荷を与えないようにして行う。）基本は、ラムサール条約の登録湿地（渡り鳥の休息・餌場・繁殖地）として保全する。本土や外国のラムサール条約登録湿地の保全状況を参考にしていく。

おそらく、人工島としては、世界一の渡り鳥の生息地になるとと思われる。また周辺には 3 万²m²のヒメマツミドリイシ群落もあり、日本一の貝類の生息地でもあることから、自然体験型観光の拠点としての活用が期待できる。

A. まず先行して撤去すべきもの

ア．仮設道路護岸（土嚢）の撤去し、外海と内部の海水の流通ができるようにする。（内海に投入された浚渫土砂が流出しない工法も同時に行う）

内海は海草藻場（漁業資源、生物多様性の場所）、人工島は野鳥の休息地・繁殖地して再生される

イ 余水吐の外側の矢板（鉄板）を撤去し、砂が外界に流れ出さない工事を行う。余水吐の砂場は、コアジサシ（渡り鳥・夏鳥）の大繁殖地になっている。

別紙「コアジサシ繁殖状況調査結果」（平成 25 年 7 月、環境監視委員会資料）参照

ウ．仮設棧橋、仮設道路は撤収する。(まだ仮設であるので即撤収可能である。)

B．将来検討すべきもの(自然再生協議会などで検討必要)

ア．人工海浜(C 護岸)及び人工海浜

イ．D 護岸、イ・ニ護岸

ウ．仮設橋梁(アクセス道路) 人工海浜や D 護岸、イ・ニ護岸をどうするかに関わって来る)

C．上記と並行し、陸地側の整備(野鳥・自然観察館や干潟博物館の建設、下水道の整備・接続、親水型護岸の整備、観光型の塩田事業再生・創出、運動公園内にあるカワツルモ・絶滅危惧 B 類の保全事業など)をどうするのかを環境省の自然再生事業で検討する。

(6)上記が実現すれば、エコツーリズムの拠点、自然(海草藻場。干潟生物。野鳥)学習の場として活用され、現在観光客が望む「自然体験型観光」の名所になると思われ、中部圏・沖縄市・東部の活性化に寄与する。

また、**自然再生の様々な事業も行うので、土木建築業者にとっても、賛成できる内容と思われる(地元業者への優先発注)**

．現在進行中の第二次泡瀬訴訟との関わり

2014年12月～2015年1月頃に言い渡される第一審・地裁判決との関わり
判決がどうなるかは全く予断を許さない。

しかし、沖縄市が「経済的合理性・防災の面などから、現計画を、より時代にあった土地利用計画に高めるための検証を行う。」という取り組みの途中であることになれば、判決に影響が出る可能性がある。

原告勝訴の場合：沖縄市は控訴しないで「東部海浜開発事業」を撤回する。
そして、自然再生事業に取り組む絶好の機会である。